

# 「福祉国家論」の脱構築

——新たな理論枠組みの試行的構想——

伊 藤 新一郎

# 「福祉国家論」の脱構築

——新たな理論枠組みの試行的構想——

伊藤 新一郎

## 目次

1. はじめに一問題意識と分析視角
2. 脱構築とはなにか
  - (1) 「脱-構築」概念の特徴
  - (2) 階層秩序的二項対立
3. 「国家」概念と「国民国家」
  - (1) 「暴力」からみる国家の概念規定
  - (2) 国民国家の形成と特質
4. 福祉国家論の脱構築
  - (1) 戦争国家の「痕跡」としての福祉国家
  - (2) 概念規定の問題点と関連概念
  - (3) 福祉国家の新たな論じ方
5. 結論と今後の課題

## 1. はじめに一問題意識と分析視角

「福祉国家」は、政治学・経済学・社会学などの多様な学問領域において論じられる。その内容は、類型論や国際比較研究に加え、個別課題政策研究、さらには福祉国家の持続可能性(sustainability)等、多彩である。これら「福祉国家」について論究する研究領域は「福祉国家研究」や「福祉国家論」と呼ばれる。「福祉国家研究」と「福祉国家論」は、通常、ほぼ同義とされており、林健久(1992)にみられるような財政学での議論を除けば厳密な区別はされていない。しかし、本稿では「福祉国家論」という用法で統一したい。それは「福祉国家論」が「福祉国家」論であると同時に福祉「国家論」であると考えからである。

1990年代以降をみると、「福祉国家の多様

性」に着目した研究潮流に大きな影響を与えたのはエスピン・アンデルセンの「福祉(国家)レジーム論」であり、福祉国家「類型論」や「国際比較研究」が当該研究の中心テーマとなった。「類型論」や「国際比較研究」の興隆は、先進諸国間の単なる比較に止まらず「危機への適応戦略の検討」という意味を含んでおり、少子高齢化や経済のグローバル化、サービス経済化等の環境変化に適応可能な21世紀の「ポスト福祉国家」が模索されてきた。

一方、「福祉国家の危機」は新自由主義に代表される福祉国家批判と相まって、「正当性の危機/存立理由の危機」でもあり、これらの問題は福祉国家の生成過程や存在根拠という歴史的・哲学的問題でもある。

そして、既存の福祉国家論には基本的な問題点を指摘できる。第1に「福祉国家」の発生史的・概念的な問題である。福祉国家は通常、「近代国家の発展型」「産業化に伴う社会経済構造の変化への処方箋」として論じられることが少なくない。しかし、それは形而上学的な視点からアプローチした特定の「福祉国家史観」に依拠していると理解し、相対化されるべきである。第2に「福祉国家/福祉レジーム」の両概念における混同が常態化しており、あたかも同義のものされる傾向が否定できない。第3に「福祉国家論」は「国家論」である以上、福祉国家を論じる際には「国家観」の設定が求められるが、それが明確とは

いえない。仮に明確化されているとしても、それは「社会契約論」を暗黙の前提としており、福祉国家の一側面を強調して表象することにつながっている。

これらの基本的認識に基づき、本稿では既存の福祉国家論をいくつかの視点から批判的に検討・考察することで、「福祉国家の新たな論じ方」について、福祉国家を歴史のかつ典型的に相対化するための理論枠組みについてその概要を構想したい。

本稿では、研究の視点としてつぎの3点を設定する。第1に福祉国家論を批判的に検討するための分析枠組みとしてジャック・デリダ（以下「デリダ」）の「脱-構築」概念を援用する。デリダは西洋におけるプラトン主義的形而上学を批判した。「脱-構築」の視点から既存の「福祉国家論」を検討した場合、そこでの「福祉国家」の論じ方が「形而上学的」であることが明らかになる。「福祉国家の新しい論じ方」の第1歩はここから始まる。

第2に「国家論」として「福祉国家論」をみた場合、その「国家観」を示す必要がある。福祉国家論では通常、「社会契約論」を前提としていると考えられるが、本稿では前提となる「国家」概念について「暴力」をキーワードに定義する。

第3に既存の福祉国家論では概念上の区別が曖昧になっている「福祉国家」と「福祉レジーム」の両概念について、差異を明確にする。この作業を通じ、福祉国家の新たな論じ方に係る基礎的な理論枠組みを試論的に提示する。

## 2. 脱構築とはなにか

### (1) 「脱-構築」概念の特徴

「脱-構築」(deconstruction)とは、フランスの哲学者であるデリダにより使用された概念である。この概念は哲学、芸術から政治、倫理、法、宗教などあらゆる営為をとらえ

為をとらえ直すラディカルな「肯定」の運動とされる。ここでは高橋(2003)と守中(1999)をてがかりに、思考方法としての「脱-構築」の特徴を整理したい。

西洋哲学では、「文字で書かれたソクラテスの教え」であるプラトン哲学を起源とする認識が一般化している。デリダの「脱-構築」はプラトン以来続く存在論の歴史の「解体」というハイデガーのモチーフを継承するものであり、デリダとハイデガーの哲学観に影響を与えたニーチェにとって、哲学とは「プラトン主義」形而上学の別名である。その意味でデリダは「形而上学の脱構築者」(高橋2003:50)といえる。デリダにとってプラトンが特別な意味を持つことには変わりはないが、プラトンを読むことは形而上学の歴史の「起源」として想定されている哲学の「脱-構築」を意味する。「脱-構築」という用語は、ハイデガーの使用した「解体」という用語をデリダが翻訳したものである。デリダにとって、プラトンを「起源」とすること自体が形而上学の想定である。それは「起源」という観念はそもそも形而上学的なものだからである。いわば、デリダは想定されている「起源」が「起源」ではなくすでに「反復」であることを明らかにしようとした。

「脱-構築」とは、構造主義の基礎的概念とそれを支えている思考体系と歴史そのもの(西洋形而上学の総体)を、ある仕方で転覆させることを企てるものである。ただし、構築された形象・概念・形式・体系・構造などを単に否定したり解体したりすることを意味しているわけではない(守中1999:6)。

「脱-構築」は、「構造」を分解するように見えるが、それは否定や破壊をするためではなく、あらゆる種類の言語学的ロゴス中心主義的、音声中心主義、社会制度的、政治的、文化的、哲学的な構造に働きかけ、それらを引き受けつつ侵犯するような「両義的」身振りによって、一つの「総体」がいかに構築さ

れているかを明らかにする（守中1999：7）。

形而上学とは、物理的または概念的な対象が存在する理由や根拠についての議論および研究である。デリダにとって形而上学とは、プラトン、ヘーゲル、フッサールあるいはそれ以外の哲学者で終わるひとつの歴史的連続体をさすものではない。起源と終末（=目的）とに両端を画された一つの歴史的連続体という形而上学の表象は、それ自身が形而上学についての形而上学的表象である。「脱-構築」は、形而上学と反形而上学に共通の「起源」の神話（高橋2003：52）を解体する。

高橋（2003）はデリダが対象とする「プラトン主義哲学=形而上学」の特徴について、次の5点に整理している。

第1にロゴス中心主義である。「ロゴス」とはギリシャ語の原語「レゲイン：語ること」に由来し、「語られた言葉」として理解されている。形而上学では、ロゴスこそ言語の本質とされ、すべての意味表現の媒体（文字・絵画・身ぶりなど）でもっとも中心的とされる。

第2に音声中心主義であり、これはロゴス中心主義から導出される。「文字」に対する「声」の優位性は絶対神の言葉としての声から、ルソーやカント的な良心の声、ハイデガーにおける存在の声、現代言語学における音声学、音韻論の特権性にいたるまで西洋の思考の歴史を貫いている。デリダによれば、音声中心主義は西洋におけるアルファベット「表音文字」という観念と結びついている。「表音文字」こそあるべき文字一般の理想的モデルだと想定しているかぎり、この音声中心主義は「西洋」の自民族中心主義、ヨーロッパ中心主義の温床にもなるという。

第3に「現前」の特権性である。これはロゴスの価値、声の価値と不可分であり、「現前」の概念をデリダはハイデガーから継承した。ハイデガーは、西洋哲学の存在論の伝統を解釈し、古代ギリシャ哲学以来、西洋哲学

においては「存在」の意味を「現前性」と解する存在了解が支配的であることを主張した。西洋哲学では、「存在者が存在すること」は「現前的に存在すること」、つまりは「疑いもない仕方ですここにあること」が定式化されている。

第4に「存在-神-目的論」の構造である。形而上学は常により純粹、より端的な現前を目指すので、実現されるべき十全性の程度に応じて、存在するものの中に階層秩序を樹立する。そして、存在するすべてのものを現前性という基準でランクづけ、その頂点にもっとも完全な現前をもつ神的存在者を配置し、この存在者の純粹現前を思考と行為の究極目的とする。

第5にファロス中心主義である。「ファロス」とはギリシャ語で「男根」を意味し、「男らしさ」の象徴を表すものである。ファロス中心主義とは、「男らしさ」の特権化し、「女性的なもの」を周縁化する男性中心主義という意味である。

## (2) 階層秩序的二項対立

デリダは、「脱-構築」を通して「記号学」というものが科学的客観性の外見のもとに出されているにもかかわらず、それ自体が何の普遍性を持ったものでもなく、一つの地域的かつ歴史的な価値を中心として組み立てられた構築物であることを明らかにしようとする（守中1999：11）。

形而上学のテキストは、デリダにとって形而上学の「他者」の痕跡であり、「他者」の抹消の痕跡である。注意深い読みによって、抹消された「他者」の痕跡を読み解くことが「脱-構築の読み」だとすれば、「脱-構築」的解釈が開くのは「他者」の到来のある種の可能性といえる。「脱-構築」は決して否定の思想ではなく、むしろラディカルな肯定の思想（高橋2003：50）なのである。

プラトン主義哲学としての形而上学は、諸

概念の二項対立、諸価値の二元論的分割を基本的な特徴としている。この対概念は「互いに対立するもの」として固定され、階層秩序をもつという点が重要である。この意味で、形而上学は諸概念の「階層秩序的二項対立のシステム」なのである。階層秩序的二項対立における純粹現前とは、(A)の内部に(B)的な要素が一切なく、(A)に対して(B)が全くの外部にあるときこそ、(A)が純粹に現前するという状態である。このことは、形而上学的二項対立のどのような場合にも該当する。「純粹現前」が実現されるには、それを妨げる対立する要素が端的な外部に排除されねばならない。

デリダは「内部/外部」という対立は、すべての形而上学的二項対立で前提され信任されたそれらの原型であるとして、同じことは「自己/他者」、「同一/差異」といったいわば「論理的」ないし形式的な対概念にも多かれ少なかれ存在すると指摘する。これらの対概念は「記憶/想起」、「精神/物質」、「自然/技術」、「男/女」、「西洋/東洋」といった、多少とも実質的あるいは具体的な対概念とともに形而上学的二項対立に属する(高橋2003:82-83)。しかしデリダは、このような「内部/外部」の階層秩序的二項対立は決して完全に確立できず、境界線は究極的には決定不可能であり、可變的、流動的、不安定であると考えられる。また、「外部」は「内部の内部」であり、「内部の内部」から「外部」を外部に追放することは不可能であると主張する(高橋2003:84)。

これは「代補の運動」と呼ばれ、階層秩序的二項対立は厳密には成立しないこと、対立する二項を区別することを決定する境界線は最初からなかったことを示すものである。これこそが「形而上学の脱-構築」である。内部と外部は異なっており、両者は「差異」の関係にある。「差異」を対立として「決定」し固定するとき、そこでプラトン主義形而上

学の階層秩序的二項対立が生じる。内部は外部以外の何ものでもなくなり、その結果、内部の絶対的自己同一、つまり「純粹現前」が実現する。

ところが、それは「内部の内部から常に外部が始まっている」という「代補の運動」によって不可能となる。純粹な内部(自己)と見たものの内部にたえず外部(他者)をもちこみ、内部と外部の差異を「決定不可能」なままに生み出し続けていく。この「差異化」の運動をデリダは「差延」と呼んだ。それは、差異を生み出し続けることによって現前を無限に遅延させる(高橋2003:102-103)。

書字相と音声相の間における分割は絶対的なものではなく、その「自然」な分割を維持しようとする形而上学的欲望に反して、むしろ両者は共通の何かによって結ばれていると考える方が自然である。「精神/物質」、「内部/外部」といった階層秩序的二項対立のすべてを支えている思考のシステムそのものを問題化し、その自然な働きを挫折に導く。この「差延」「痕跡」の運動の中では、形而上学の諸概念が適切性を失う(守中1999:19-21)。

### 3. 「国家」概念と「国民国家」

#### (1) 「暴力」からみる国家の概念規定

社会科学では、国家の「起源」を社会契約論に求める立場が一般化している。福祉国家論では各論者が自らの「国家観」について示すこと皆無と言ってよく、多くは社会契約論による国家の起源を「自明のこと」として前提にしている。

社会契約論では、自然状態において個人は自分の身の安全を自分で守るしかないため、他者からの権利侵害に対して個人は攻撃的な姿勢をとらざるをえない。そのため、一度他者による権利侵害が行われると、それに対する復讐が繰り返され、また権利侵害か否かの是非を判断する力を保持する中立的な第3者

も存在しない。そこで複数の個人による「社会契約」の結果、第3者として万人にとっての共通権力、「共同体」として国家が要請されるということになる。

しかし、本稿では社会契約論に依拠することなく、「暴力」をキーワードとして「国家」概念を規定してみたい。国家の概念規定について萱野（2005：5）は、①国家の機構や制度を説明しても国家を説明したことにはならない、②法が国家の役割や権限をどのように定めているかを把握するだけでは、国家が存在する理由を解明できない、として経験科学的なアプローチでは国家そのものをとらえることができないと主張する。その上で萱野（2005）は、国家を定義する際のポイントとしてつぎの4点を指摘する。第1に国家を定義するための普遍的な目的は存在しないこと。第2に特定の目的をもって国家を定義づけることもできないこと。第3に「目的」ではなく「手段」によって定義すべきであること。第4にあらゆる国家にみいだされる暴力行為という手段によって国家を定義すること。この中で特に重要なのは「暴力行為という手段によって国家を定義する」という点である。

「国家」概念について考える場合、ウェーバーによる定義が頻繁に引用される。そこで重要な点は「物理的暴力の正当な独占」という視点である。つまり、「暴力の独占」とその正当性が「国家」の最も根源的な性格と理解できる。

「国家とは、自己の行政幹部が諸秩序の実施のために物理的強制の正当な独占を効果的に要求するとき、かつその限りでの政治的アンシュタルト（＝強制された秩序）経営のことをいうべきである。」（Weber＝1987：84）

ギデンズも国家について、つぎのように述べている。

「国家は所与の領土を支配する政治的統治装置が存在し、その権威が法体系によって、また政策遂行のために物理的強制力を行使できる能力によって裏づけされている場合に存立する。」

（Giddens＝2006：547）

さらに、近代国家の前提としての「国民国家」について、ギデンズは以下のように指摘する。

「『国民国家は境界画定された権力容器』である。伝統的国家も自国領土内での暴力手段の正式に承認された独占を主張してきたが、この権利は国民国家においてその特質を示すものとして定着した。国民国家の形成という国内の平定過程は暴力手段の独占の成功と密接に結びついている。」（Giddens＝1999：142-143）

これらのことから、「ある領域で暴力への権利をもつ唯一の行為主体として活動すること」が、国家を他の組織から区別するポイントであり、「物理的強制の正当な独占を効果的に要求する」ことは国家の存在にとって本質的である。国家のみが暴力を行使する権利をもつ理由は、国家が他を圧倒する暴力を蓄積しているからである。国家が自らの暴力だけを合法化できるのは、それがもつ暴力の圧倒的な優位性にもとづく。国家とそれ以外の個人や集団との間にある暴力の格差こそが、国家による合法的な暴力行使の独占を可能にする（萱野2005：25）。

「国家とは人間共同体がもつ政治機構である」という社会契約論的な主張は、「国民国家」という現在の国家の在り方を自明の前提とすることで成りたつものである。国民国家では「国民という人間共同体」と国家が少なくとも建前のうえでは一致する。そこでは「国家とは国民がもつ政治機構である」というテーゼが、国家の基本原理のようにみなされる。しかし、歴史的にはこうした国家のあ

り方は自明のものではない(萱野2005:15)。「暴力」を持続的な権力源泉とするには、暴力の組織化が必要となる。それは、複数の人間を物理的力の運用に向けて集団として組織することを意味する。そして、国家は暴力行使の持続的な行使のために税を徴収する。これは国家にとって本質的なものである。安定的に富を徴収することで集団を維持することができるという点で、これは最も根本的な運動(萱野2007:21)とあってよい。

このような「国家」の概念規定は、1980年代以降の政治学においてアメリカで台頭してきた「ステイティズム(国家論)」と呼ばれる制度論アプローチと親和性が高い。制度論アプローチといってもその内容にはかなりの幅があるが、その共通点としては①国家の社会からの自律性、②国家活動・制度・構造の社会過程への規定性を強調するという2つがあげられる。

これは、多元主義理論が「国家」という概念を統一的、一枚岩的、中央集権的組織を包含するものとして嫌い、「国家」に代えて「政府」という概念を使用し、国家と社会との対立・対抗関係を軽視していたことへのアンチ・テーゼ(新川2005:15-16)である。

「国家」と「政府」の混同や同一視するという傾向は福祉国家論にもみられるが、「暴力」に基づく国家の概念規定は、両者を明確に区別することを可能にする。国家は「政府のあり方」に関わらず、その本質は不変だからである。加えて「行政」とは、通常、官僚機構によって構成されることを考えれば、「国家」「政府」「行政」はそれぞれ明確に異なる概念として位置づけることが重要である。

## (2) 国民国家の形成と特質

福祉国家論では、「福祉国家は国民国家である」ことを暗黙の前提としている。それ自体は間違っていない。あるいは社会科学の研究では、「近代国家はすべて国民国家である」

という理解に基づいているといってもよい。近代国家はフランス革命後に成立したこと考えれば、国民国家もこの時期に形成されたといえる。以下では、「国民国家」の定義を確認した上で「国家」を論じる場合、国家形態として国民国家が自明視されていること、さらにはその歴史的背景について整理する。

ギデンズは、国民国家について「画定された境界(国境)をとまなう領土にたいして独占的管理権を保有する一連の統治制度形態」であり、「国民国家による支配は、法と、さらに国内および対外的暴力手段に対する直接の統制によって正統化されている」と指摘する(Giddens=1999:144)。加えてギデンズは、以下のように述べている。

「近現代の国家はすべて国民国家である。つまり近現代の国家は住民の大多数がみずからを単一国民社会の一員とみなす市民から構成された国家である」(Giddens=2004:517)

さらに「国民国家」の特徴として、①市民資格の概念や人びとが共通の権利と義務をもつことの承認、②人びとが国家の一員であることの認識、③ナショナリズム、④みずからがもっと規模が大きい統一された政治共同体の一員であるという意識、という4点をあげている(Giddens=2004:547)。

田口・鈴木(1997:53)はGiddens(1999)による「国民国家」の定義について、そのポイントを次の3点に整理した。第1に、国民国家の管理・行政能力はコミュニケーションと情報の貯蔵(輸送の機械化、国家の文書活動により可能とされた)と、領域内の「和平化」、つまり固有の意味での秩序維持機能から成っている。第2に、国民国家の概念的構成要素は絶対主義国家から継承された「主権」、同じく「領土」、そして新しく加わった「国民」(nation)である。第3に、国民国家は他の諸国民国家とのシステム的關係において

のみ存在する。

次に「国民」の定義についてみてみよう。国民国家が「国民」から形成される国家であるとするれば、それはいつどのように生まれたのかという問いが生まれる。「国民」は最初からいたわけではなく、国民国家の形成期において意図的に創造されたものである。

ギデンズの「国民」の捉え方によれば、「明確に境界画定された領土のなかに存在する集合体」を指しており、この集合体は一元的管理のもとに置かれ、国内の国家装置と他の国々の国家装置の双方から再帰的モニタリングを受けていく。あるいは「国家が自国の主権を権利要求する領土全域に対して一体化された行政範囲を獲得したときにはじめて存立できる」(Giddens=1999:138,141-142)。

ベネディクト・アンダーソンは著書『想像の共同体』の中でつぎのように述べている。

「国民について人類学的精神で国民を次のように定義することにしよう。国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である—そしてそれは、本来的に限定され、かつ主権的なものとして想像される。」(Anderson=2007:24)

さらに「国民」を概念定義する際の視点として、第1に「国民」は限られたものとして想像されるということであり、限られた国境があり、その国境の向こうには他の国民がいる。第2に「国民」は主権的なものとして想像される。これは「国民」が、啓蒙主義と革命が神授のヒエラルキーの王朝秩序の正統性が破壊した時代に生まれたことを意味する。第3に「国民」は一つの共同体として想像され、現実には不平等と搾取があるとしても、常に水平的な深い同志愛として描かれるという3点をあげている (Anderson=2007:25-26)。

さて、国民国家について考える際に忘れて

はならないのは「ナショナリズム」である。これは国民国家の形成なしには存在しないものであり、「共同体としての国民」を前提として必要とし、国民国家の帝国主義的展開とも深い関係がある。ナショナリズム研究における古典である『民族とナショナリズム』の著者であるアーネスト・ゲルナーは、ナショナリズムについて次のように定義している。

「ナショナリズムとは、第一義的には政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理である。感情としてのあるいは運動としてのナショナリズム、この原理によって最も適切に定義することができる。」(Gellner=2000:1)

国民とナショナリズムは、ともに近現代国家の示差的特性であり、他の脈絡だけでなく近現代国家が初めて出現した脈絡においても国民とナショナリズムの間には強い以上の結びつきが存在する。ナショナリズムを欠いたなら、国民社会の形成がなかったのかという点は不確かであるとはいえ、少なくとも近現代形態のナショナリズムは国民の形成を欠いては存在できなかった (Giddens=1999:138)。

以上のようにみえてくると、国民国家の形成について国家は市民社会とは区別された(それ自体の理性すなわち国家理性をもつ)主体として国家利益を追求するというのではなく、「万人にとっての一般利益を代表すべきもの」として考えられるようになっていった。すなわち、国家が追究すべきことは社会の「最大多数の最大幸福」という目標になり、国民という概念はまさにその延長上に位置しており、「国家と国民とは不可分のもの」として観念されることになった (福井1996:95)。

国民国家という国家形態は、18世紀から19世紀にかけてのヨーロッパの歴史的脈絡から生じたものであり、その象徴がフランス革命

であった。絶対王政の崩壊というレジームチェンジは、ヨーロッパ各国で国家が保持していた旧来の正統性に基づく安定性が失われた後、新たな正統性の必要をもたらした。その方策として国境を画定し、そこから「国民」を創出し、「共同体」として表象することで国民国家が成立した。つまり国民国家は「歴史的産物」であり、「国民国家=国家」という暗黙の前提は当然視すべきではない。

#### 4. 福祉国家論の脱構築

##### (1) 戦争国家の「痕跡」としての福祉国家

「福祉国家」は、歴史的には「夜警国家」や「戦争国家」あるいは「独裁国家」に対比する言葉として使われるようになり、現代では一般的に広範な福祉・社会保障と完全雇用によって国民生活の安定が確保されている混合経済体制と理解されている(岡澤・連合 2007: 35)。

宮本(2007)は福祉国家の定義を次の3つに分類している。第1に社会保障が一応整備されており、その給付規模が国民所得の1割程度は超えている国家(最定義でアメリカや日本を含む)。第2に社会保障が形式的にそろっているだけでなく、権利として定着し、平均的な市民は幅広くサービスの恩恵にあずかる国家(スウェーデンやフランス)。第3に現代国家が行っている政策の中の特定領域、社会保険や公的扶助などの現代国家のさまざまな機能の側面である。

また、ピアソンは福祉国家の捉え方として、①国家の特殊な形態、②政治組織の特別な形態、③社会の独特な一類型という3つに整理している。そして資本主義のもとにある福祉国家を一般的に③の意味で捉え、「生活上の機会を個人対個人のあいだにせよ、もしくは階級対階級のあいだにせよ、再配分するために国家が経済的再生産と分配の過程に介入する社会」という意味で理解している(Pierson

=1995: 25)。

このような福祉国家に対する認識は、福祉国家論でも一般的に受け入れられているが、社会契約論に依拠した国家観や国民国家を自明視のもののみならず、といった多くの場合に福祉国家論が前提としている枠組みとは異なる立場に立つことにより福祉国家論は脱-構築される。さらにはその結果、福祉国家も脱-構築される。その際、「福祉国家の発生史をどう論じるか」という点が大きな問題となる。前述したように、国民国家とは境界線の画定による領域内のすべての住民を「国民」として成立した。

上野(2006: 9)は、国民国家を「住民を国民として均質化し動員することをめざすシステム」と表現する。つまり、国民国家とは諸個人の「生の均質化」を中心的な原理とし、「強制的均質化」と「動員」という全体主義的な契機は、そもそも近代国民国家に組み込まれていた。さらに、19世紀から20世紀における帝国主義が国民国家と密接な関係にあることを指摘し、「戦争が「国民」化の装置として決定的に重要な機能を担っていたとすれば、国民国家の遂行する戦争は最初から「総力戦」の契機をはらんでいた」(上野2006: 10)と主張する。

金田(2000: 98)は、教育・医療・保険・年金という一連の福祉政策の実施を、帝国主義の興隆の過程に位置づけた上で、国家の対外政策としての帝国主義的膨張政策と国内政策としての社会変革的福祉政策とは表裏の関係にあると指摘する。いわば、福祉国家は戦争国家に対立する概念としてもちいられたが、両者には奥深いつながりがある。

ティトマスも、著書『福祉国家の理想と現実』において、戦争と社会政策との間には密接な関係が存在することを指摘した。なぜならば、社会政策の目的と内容が戦争のために社会を組織化することにあつたからである。戦争の総力戦化は、国民全体の協力を必要不

可欠なものとするため、国民全体の基本的ニードを充足する福祉施策の実施が求められたのである。

また、金田は優生学の積極的な面は現代においても継承されており、その多くは福祉政策の課題とされていると指摘する。それは福祉国家の起源を優生学のみを求めることはしないとしても、両者は「国民の生命管理」という点では共通しており、福祉国家には少なからず優生思想が息づいているという見解に基づく（金田2000：109）。

川越は「市民的価値観」と「国民主義」の絡み合った19世紀型近代社会の展開過程は、19世紀から20世紀への世紀転換期に新たな局面を迎えたことを指摘し、「国民国家」について次のように述べている。

「この時期、国民国家は外に向けた拡張により国民の生活水準のいっそうの向上を図るとともに、うちにあっては『市民的価値観』をより広範な都市住民（大衆）、さらには社会全体へと浸透させ大衆を「国民化」すること、すなわち19世紀的な市民的国民社会の大衆的国民社会への転換という問題に直面することになった。」（川越2004：25）

このような過程で、市民を「国民化」することで制御しようとする社会衛生学や人口学が誕生し、制御不能なグループを国民の枠から排除するという優生学的論理を共有する知を動員することで、新たな20世紀型社会システムが立ち上がってきたと指摘する（川越2004：25-26）。

また、「社会国家」としての20世紀ドイツがワイマール体制からナチズムへと変貌していく過程について、「衛生学」「優生学」「家族政策」をキーワードとして分析している。そこでは「社会国家」を「工業化の帰結としての都市社会化と人口転換の帰結としての近代家族化を共通の要因として生成した」（川

越：2004：235）と定義し、ナチズムの失敗を惹起した近代の両義性（自由と強制、統合と排除、中央集権と地方主権、社会化と個人化）、さらには専門家集団による制度操作というファクターを内包したまま20世紀に作動してきたという。

ハーバーマスも福祉国家の史的発生について、①（社会）福祉国家はまさに自由主義国家の法的伝統を継承して、社会的諸関係の計画的設計へ進むことを迫られる。②国家が次第にみずから社会秩序の荷い手の地位にのぼってくると、福祉国家的介入において「正義」をいかにして実現すべきかについて、積極的指示を確保する必要に迫られる。③福祉国家も市民社会の体制としては、原理的には依然として「租税国家」であり、（社会）福祉国家は自由主義国家と同様に、基本法によって容認されている財産の保護から課税権を区分するという特殊な基礎の上に立っていることを指摘した（Habermas=1994：294,299）。

以上を踏まえ、福祉国家を「脱-構築」の視点から発生史的に論じると次の4点で整理できる。第1に、福祉国家は「暴力装置としての国家」や国民国家の特徴を含んでいる。第2に、福祉国家は帝国主義における戦争と深い関係にある。第3に、福祉国家における再分配は生命の管理（人口学・優生学）という観点から捉えることができ、戦争国家と共通点が見出せる。第4に、財産権と課税権の分離は福祉国家が租税国家であることを示すものであり、「富の収奪」という国家の暴力行使の本質を含むものである。

これらが意味することは、福祉国家は広く一般に流布している「戦争国家への対抗」としてではなく、つまりは「戦争国家から区別されたもの」ではないということである。「脱-構築」の視点からみると、「福祉国家」は「戦争国家という痕跡」の上に成立したものであり、両者の間には断絶し難い深い連続性が存在するということは十分に可能である。

## (2) 概念規定の問題点と関連概念

福祉国家論では「福祉国家」と「福祉レジーム」という概念が頻繁に使用されるが、両者の区別は非常に曖昧なものとなっている。エスピン・アンデルセンによれば、「福祉レジーム」とは「福祉が生産され、それが国家・市場・家族のあいだに配分される総合的なあり方」である。そこでは3つのセクターは機能的に等価ではないため、相互に代替不可能とされる(Esping-Andersen = 2000, 2001b)。

宮本(2008: 13)は「福祉レジーム」について、「社会保障や福祉サービスにかかわる複数の制度が組み合わされ、全体としてある特質をもつ体制」と位置づける。通常、福祉レジームは公的な社会保障制度が、企業福祉や私的保険および民間サービスなどの市場的制度、家族やコミュニティなどの共同体制度との組み合わせから成り、この場合「福祉」は広く社会保障や福祉サービス全般を指して使われるという。「福祉国家」や「社会保障制度」と言わず、「福祉レジーム」という用語を使用するのは、公的福祉についての叙述が中心になるにせよ、このように公的制度と民間制度や家族の役割との関係を重視するからである。

しかし、実際には福祉国家論において「福祉国家」と「福祉レジーム」が同義の意味で使用されることが少なくない。これは「理念としての福祉国家」、「国家体制としての福祉国家」、「制度としての福祉国家」、「政府としての福祉国家」等のレベルの異なる議論が混同されていることに関係がある。つまり「福祉国家」が意味する内容が多様なために、概念上の区別が明確にされずに使用される結果、「福祉国家」と「福祉レジーム」が互換性のあるかのごとく使用されることが珍しくない。「福祉レジーム」が「国家」「市場」「家族」という3つの主体による組み合わせであるとすれば、それは「福祉ミックス」や「福祉多元主義」といった概念との区別が曖昧になる。

後者の2つは主に「福祉サービスの供給」に関わる概念であるので、福祉レジームとは根本的に異なるはずであるが、先のエスピン・アンデルセンの定義をみると、その差異は鮮明になっているとは言えない。

そもそも、政治学において「レジーム」とはフランス革命以前の体制を「アンシャン・レジーム」(旧体制)と表現するように、政治体制を表す用語であった。しかし、1980年代頃から国際関係論においては国家間で成立しているルールや規範あるいは慣行を「国際レジーム」と呼ぶようになった。あるいは経済学のレギュレーション理論においても同様な表現が用いられている。

このような定義を踏まえ、新たな「福祉レジーム」の概念規定を行うならば、「福祉の(生産と分配)に関わる主体間に成立しているルールや規範あるいは慣行」ということになる。ここで重要なことは、「福祉レジームは政府としての福祉国家、あるいは国家体制としての福祉国家の存在を必須条件としない」と想定することが可能だということである。社会政策が福祉国家なしでも存在するように、福祉国家が存在しなくとも福祉レジームは存在すると考えることはできる。人間にとって必要な財やサービスを「福祉」とするならば、それは歴史的にみても国家に独占されることもなかったし、根源的に福祉国家に依拠あるいは由来するものでもない。

この点が本稿で試論的に構想する「福祉国家の新たな論じ方」としての「新」福祉レジーム論の重要な特徴である。このことにより、両者は明確に異なる概念として位置づけられる。

近年、福祉国家論に関連する研究潮流として「ガヴァナンス論」が提唱されてきた。神野・澤井(2004: 9)によれば「ソーシャル・ガヴァナンス」とは「自助組織にせよ他助組織にせよ、社会システムが政治システムや経済システムの領域へと外延的に拡大し、結果

として社会システムが政治システムの担っていた社会統合機能を代替していくこと」を意味している。あるいは「社会システムが新しい開かれた共同体として、自発的に再組織化されること、自立した個による連体として、国民が社会形成に参加する民主主義を実現すること」（神野・澤井2004：15）とも言える。

また、山口・宮本・坪郷（2005：1）は、社会福祉の供給主体が多元化し、福祉国家がこれまで占めてきた制度空間を大きく越え出て、一面ではよりローカルに、他面ではよりグローバルな制度空間に重層化した点を指摘し、このような制度空間を複合的に捉えるアプローチとして「ソーシャル・ガバナンス」を提示している。

さらに「ガバナンス」とは、これまで政治的資源配分の中心にあった中央政府の統治能力が低下し、政府と補完アクターとの関係再編がすすむなかで用いられるようになった概念とし、この場合の「ガバナンス」は政府と民間組織の新しい関係を示すものであるという（山口・宮本・坪郷2005：2）。

このように「ガバナンス」概念は、国家・政府の一元的統治という意味での「ガヴァメント」と対比させる概念として、多様なアクターの「共同統治」を中心とした新しい統治概念として使用されている。そもそも、今日においてガバナンスが問題とされるのは、マクロ政治経済体制における各セクターの関係流動化に起因する再編が進んでいるからである。政府を中心とするガヴァメントが、市場や市民社会への事業委託を拡大し、あるいはコミュニティの互助的な関係を活用しようとする。その点で、この概念は「政府」「市場」「市民社会」「コミュニティ」という4つのセクター論であり、機能や役割の分化という分析フレームである。

このように、既存の「福祉国家論」「福祉ミックス論」「福祉レジーム論」「（ソーシャル）ガバナンス論」においては、個人や集

団間に対する自律的存在としての「国家」の「支配/権力」といった視点が軽視される傾向にある。各セクターの「機能」やセクター間の「役割」に焦点をあてるセクター論的なアプローチは、「横のつながり」について関心を寄せるが、各セクター間やアクター間の縦の関係、つまり「支配/権力」に関わる側面を十分に考慮していない。これまでみてきたような「国家観」に基づくとき、国家は他のセクターに対して明らかに上位の位置にある。

### (3) 福祉国家の新たな論じ方

これまでみてきたように、近代国家の歴史とは、はじめに君主が手にした主権が次第に脱人格的なものになっていったプロセスに他ならない。現代において国家は人格的なつながりに基づく組織であることをやめ、役職と権限の体系（官僚制）により組み立てられた機構となった。つまり、「国家と民衆との支配関係は脱人格化」（萱野2007：23）された。国民国家といわれる国家形態は、こうした脱人格化のプロセスを経ることで初めて可能となった。国民国家は、国民となった住民全体が国家の主体となるような国家形態である。そこでは暴力の行使する側とされる側が少なくとも理念上は一致する。それは、国家を組み立てていた集団が脱人格化され、その集団と民衆との支配関係が脱人格化されなくては成り立たない（萱野2007：23）。

福祉国家がこのような国家観と国民国家という歴史的産物の上に存在するとすれば、「支配/権力」という視点を導入して「歴史のかつ構造的にさらには典型的に」福祉国家を位置づける必要がある。したがって、福祉国家の新たな論じ方を構想することになる。まずは「権力」と「支配」の両概念について簡単に整理をしておこう。

ウェーバーによれば、「権力」は「社会関係のなかで抵抗に逆らって自己の意志を貫徹

するおのおののチャンス—このチャンスが何にもとづこうとも—を意味する」(Weber=1987:82)。この定義によれば、相手の意志に反してもこちらの意志を貫徹させることができる可能性が権力ということになり、国家はその可能性を「暴力行使」によって確保する。つまりは国家権力の源泉は暴力の行使にある(萱野2007:18)といえる。

アレントによれば「権力」は、「ある一定の数の人からかれらに代わって行為する機能」であり、「権力は決して個人の性質ではない。それは集団に属するものであり、集団が集団として維持されているかぎりにおいてのみ存在しつづける。」(Arendt=2000:133)。

一方「支配」について、ウェーバーは「一定の内容をもつ命令に一定の人々が服従するチャンス」と述べている(Weber=1987:82)。ただし、他人に対して「力」や「影響力」を及ぼしうるあらゆるチャンスがすべて「支配」であるというわけではなく、この意味での「支配」は「一定最小限の服従意欲」すなわち服従することに対する利害関心があるということがあらゆる真正な支配関係の要件であると指摘する(Weber=1970:3)。

以上を踏まえ、ウェーバーは「正当性支配」に関する純粹型として次の3つ理念型モデルとして提示した(Weber=1970)。

第1に「合理的支配」である。これは制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する信仰にもとづく。そこでの服従は、合法的に制定された没主観的・非人格的な秩序とこの秩序によって定められた上司とに対して、上司の指令の形式的合法性の故に、またこの指令の範囲内において服従がなされる。

第2に「伝統的支配」である。これは昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって権威を与えられた者の正当性に対する日常的信仰にもとづく。そこでの服従

は、伝統によってその任につけられ、伝統に拘束されているヘル(支配者・上司)の人に対して、ピエテート(親子の孝・恭順)により慣習化したものの範囲内で服従がなされる。

第3に「カリスマ的支配」である。これは、ある人と彼によって啓示されあるいは作られた諸秩序との神聖性または英雄的力、あるいは模範性に対する非日常的な帰依にもとづく。そこでの服従は、カリスマ的な資格をもった指導者に対して、啓示や英雄性や模範性への人的な振興により、彼のこのカリスマへの信仰が妥当している範囲内において行われる。

上記でみた支配の類型からみると、「福祉国家」は「合理的支配」に相当すると思われるが、「福祉国家論」ではそのような側面が表面化することは少ない。その理由として「支配/権力」の「脱人格化」という点を指摘できる。

萱野(2007:14)は「集団の脱人格化」について、権力が維持されるためには、集団が人間の間的人格なつながりにできるだけ依存せずに組み立てる必要があり、集団の中に役職とそれに付随する権限が定められることで、その集団の人間関係が再構成されると述べている。また、制度とはまさに「権力を成り立たせる集団が1つの権力機構へと脱人格化されるときに定位される、役職と権限の体系」(萱野2007:15)に他ならず、脱人格化された役職と権限の体系が官僚制である。

以上を踏まえると、既存の「福祉国家論」で描き出される「福祉国家」における財やサービスの「再分配」という機能・役割についても、「支配/権力」という視点を導入して捉え直すことが可能となる。それは単なる「積極的機能」としてのみ位置づけられるのではなく、福祉国家における再分配のあり方、言い換えれば「福祉国家的な生の保障」の特質を明らかにすることを可能にする。前述したように「国家」が社会契約論的な理解ではなく、自律的な暴力行使の存在であるとすれば、再

分配や生の保障を行うことで「福祉国家は何を得るのか」という問いが立てられる。

これらから、「福祉国家の新しい論じ方」として試行的に構想する「新」福祉レジーム論」とは次のような理論枠組みである。

第1に福祉国家論は国家観においては、「社会契約論的福祉国家論」であり、福祉国家の「機能」に焦点を当てる「機能主義的福祉国家論」である。この枠組みに、「支配/権力」の視点を導入することで「構造主義的福祉国家論」として脱-構築する。

第2に「構造主義的福祉国家論」の理論枠組みとして「新」福祉レジーム論を構想し、福祉国家を「福祉レジームの1つのモデル」として歴史的かつ典型的に位置づけ、その存在を相対化する。その際、「国家が何を再分配しそこから何を得るか」という視点がキーとなる。この作業により「福祉国家」も脱-構築される。

第3に歴史的かつ典型的な「福祉レジーム」の理念型モデルとして、ウェーバーによる支配の3類型をベースに「慈恵国家」「戦争国家」「福祉国家」「ワークフェア国家」の4つに類型する。

## 5. 結論と今後の課題

本稿の結果はつぎの4点である。第1に、デリダの「脱構築」概念を分析枠組みとして「福祉国家論」を検討した場合、そこでの「福祉国家の論じ方」は「戦争国家に対抗する福祉国家」という形而上学的表象が支配的であることが明らかとなった。しかし、「脱構築」の視点から「福祉国家論」にアプローチした場合、福祉国家の論じ方は「戦争国家の痕跡としての福祉国家」、つまり「戦争国家と福祉国家との連続性」という捉え方が可能である。戦争国家を「悪」とし、福祉国家を「善」とするような見解の一般化は、デリダのいう形而上学がもつ「階層秩序的二項

対立」の典型的な表象である。福祉国家の「発生史」および「起源」に対する福祉国家論のアプローチはすぐれて形而上学的である。

第2に、「福祉国家論」が前提とする「国家論」は社会契約論に依拠しており、同時に「国民国家」もそれを前提として自明視していることが明らかになった。国民国家は戦争と密接なつながりがあり、それは国民国家を前提とする福祉国家においてもあてはまることを指摘した。このような前提が自明視されているということを明らかにすること自体が、福祉国家論の脱構築である。また本稿では、社会契約論とは異なり、「暴力」という観点から国家を概念規定することで、国家は「自律的な暴力装置」として現れることを述べた。そして暴力行使の継続性のためには、「集団の脱人格化」が必要とされ、その具体的結果が官僚制であり、福祉国家を論じる際にも「支配/権力」という視点の重要性を指摘した。

第3に、以上の2点を踏まえると、福祉国家論は「形而上学的」であり「社会契約論的」であるということが出来るが、加えて「機能主義的」であることを主張した。既存の福祉国家論は実質的に福祉国家の「機能」について言及するものであり、再分配についても「機能」として論じられることが一般化している。加えて、関連概念においても議論の中心は各セクター・アクターの「機能」であり、そこでは「支配/権力」関係が脱色化されていることを問題点として指摘した。

第4に、「福祉国家の新たな論じ方」の試行的構想として、「新」福祉レジーム論の骨子を示した。そこでは「福祉国家」を「福祉レジームの1つの型」として位置づけ、再分配について「支配/権力」の視点を導入することで「構造主義的福祉国家論」の枠組みから論じることを意図した。このことで「福祉国家」を歴史的かつ典型的に論じ、相対化することで福祉国家も脱構築される。また「新」

福祉レジーム論ではウェーバーの支配における理念型モデルを踏まえ、福祉レジームを「慈恵国家」「戦争国家」「福祉国家」「ワークフェア国家」に類型する構想を示した。

最後に今後の課題であるが、次の2点をあげておきたい。第1に、福祉あるいは財・サービスの(再)分配に国家が参入してくる動機を整理することである。国家は福祉を必要とするが、福祉が国家を必要とするかという点については当然視せずその根拠を示す必要がある。これは「新」福祉レジーム論における4つの類型の是非にも影響を与える。

第2に、4つの類型でよいか、あるいは本稿で示した類型でよいかという問題である。提示した試案は歴史的かつ典型的であることを志向するので、歴史的に存在したものを理念型として位置づけるものである。この点についても今後さらなる精密な検討が必要とされる。

第3に「福祉国家」の概念規定についてである。「福祉レジーム」として「福祉国家」を位置づけるならば、その概念規定は構造的である必要があり、非機能主義的な規定が求められるが現段階で明確なものを示しているわけではない。

以上の課題を克服することで、「福祉国家の新たな論じ方」としての「新」福祉レジーム論」構想の精緻化と具体化を進めていきたい。

#### 文献 (アルファベット順)

- ・ Anderson, Benedict 著／白石 隆・白石さや 訳 (2007)『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山。
- ・ Arendt, Hannah 著／山田正行 (2000)『暴力について—共和国の危機』みすず書房。
- ・ Esping-Andersen, Gosta 著／渡辺雅男・渡辺景子 訳 (2000)『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店。
- ・ Esping-Andersen, Gosta 著／岡沢憲美・宮本太郎 監訳 (2001a)『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。
- ・ Esping-Andersen, Gosta 著／渡辺雅男・渡辺景子 訳 (2001b)『福祉国家の可能性—改革の戦略と理論的基礎』桜井書店。
- ・ 福井憲彦 (1996)『国民国家の形成』井上俊ほか 編『現代社会学24 民族・国家・エスニシティ』岩波書店。
- ・ Gellner, Ernest 著／加藤 節 監訳 (2000)『民族とナショナリズム』岩波書店。
- ・ Giddens, Anthony 著／松尾精文・小幡正敏 訳 (1999)『国民国家と暴力』而立書房。
- ・ Giddens, Anthony 著／松尾精文・西岡八郎ほか 訳 (2006)『社会学 (第4版)』而立書房。
- ・ 神野直彦・澤井安勇 編著 (2004)『ソーシャルガバナンス—新しい分権・市民社会の構図』東洋経済新報社。
- ・ Habermas, Jurgen 著／細谷貞雄・山田正行 (1994)『公共性の構造転換 (第2版)』未来社。
- ・ 林 健久 (1992)『福祉国家の財政学』有斐閣。
- ・ 金田耕一 (2000)『現代福祉国家と自由—ポスト・リベラリズムの展望』新評論。
- ・ 川越 修 (2004)『社会国家の生成 20世紀社会とナチズム』岩波書店。
- ・ 萱野稔人 (2005)『国家とはなにか』以文社。
- ・ 萱野稔人 (2007)『権力のよみかた 状況と理論』青土社。
- ・ 宮本太郎 (2008)『福祉政治—日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。
- ・ 守中高明 (1999)『脱構築』岩波書店。
- ・ 岡沢憲美・宮本太郎 編 (1997)『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ』法律文化社。
- ・ Pierson, Christopher 著／田中 浩・神谷直樹 訳 (1996)『曲がり角にきた福祉国家—福祉の新政治経済学』未来社。
- ・ 新川敏光 (2005)『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房。
- ・ 田口富久治・鈴木一人 (1997)『グローバリゼーションと国民国家』青木書店。
- ・ 高橋哲哉 (2003)『デリダ—脱構築』講談社。
- ・ 上野成利 (2006)『暴力』岩波書店。
- ・ Weber, Max 著／阿閉吉男・内藤莞爾 訳 (1987)『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣。
- ・ Weber, Max 著／世良晃志郎 訳 (1970)『支配の諸類型—経済と社会第1部第3章-第4章』創文社。

- ・山口二郎・宮本太郎・坪郷實編著（2005）『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房.

[Abstract]

## Deconstruction of the Welfare State Theory : Trial Design of a New Teoretical Framework

Shinichiro ITO

This paper examines the welfare state from three viewpoints and proposes a new theoretical framework to compare its historical and stereotypical aspects. Four conclusions are drawn. First, when the theory of the welfare state as a process is deconstructed, the history and the origins of the welfare state can be explained metaphysically by the theory of the welfare state. Second, the theory of the welfare state is based on social contact theory and national citizen theory, but in this paper using “violence” as a key word for the concept of national rule, this system was labeled as a system of autonomous violence. Third, the theory of the welfare state is based on functionality, and as a result, the distinction between control and power in the welfare state is lost. Finally, as a new theory of the welfare state, a new welfare regime theory is summarized, and its significance and future issues are discussed.